

ベラルーシ共和国

特許法

2011年12月22日に改正された2002年12月16日法律No.160-Z

目次

第1章 発明，実用新案及び工業意匠の法的保護

第1条 発明に係る特許，実用新案及び工業意匠

第2条 発明に対して法的保護を付与する条件

第3条 実用新案に対して法的保護を付与する条件

第4条 工業意匠に対して法的保護を付与する条件

第2章 創作者及び特許所有者

第5条 発明，実用新案又は工業意匠の創作者

第6条 特許所有者

第3章 発明，実用新案又は工業意匠に係る権利

第7条 創作者権

第8条 特許所有者の権利及び義務

第9条 特許所有者の排他権の侵害となる行為

第10条 特許所有者の排他権の侵害と認められない行為

第11条 特許の譲渡，特許から派生する権利の他人への移転，特許に係る権利の移転，財産権の入質

第4章 特許の取得

第12条 特許取得の出願

第13条 特許出願

第14条 実用新案特許の出願

第15条 工業意匠出願

第16条 発明，実用新案及び工業意匠の優先権

第17条 出願の補正

第18条 発明出願の審査

第19条 発明出願の予備審査

第20条 発明出願に係る情報の公開

第21条 発明出願の実体審査

第22条 仮の法的保護

第23条 実用新案出願の審査

第24条 工業意匠出願の審査

第25条 出願審査の結果についての決定に対する審判請求

第26条 発明及び実用新案に係る出願の変更

第27条 遵守されなかった期限の更新

第 28 条 発明， 実用新案及び工業意匠の登録

第 29 条 特許に関する情報の公告

第 30 条 特許の発行

第 32 条 外国での特許取得

第 5 章 特許の効力の終了及び回復

第 33 条 特許無効の承認

第 34 条 特許の効力の早期終了

第 35 条 特許の効力の回復

第 6 章 発明， 実用新案及び工業意匠の実施

第 36 条 発明， 実用新案及び工業意匠の実施方法

第 37 条 オープンライセンス

第 38 条 強制ライセンス許諾

第 39 条 先使用权

第 7 章 発明， 実用新案及び工業意匠の法的保護に係る組織上の基礎並びに創作者権及び特許所有者の権利の侵害についての責任

第 40 条 特許庁の機能

第 40-1 条 公報

第 41 条 創作者権及び特許所有者の権利の侵害についての責任

第 8 章 最終規定

第 42 条 条約

第 43 条 外国の自然人， 国籍を有さない者及び外国の法人の権利

第 44 条 本法の施行

第 46 条 ベラルーシ共和国法令の本法への適合化

第1章 発明、実用新案及び工業意匠の法的保護

第1条 発明に係る特許、実用新案及び工業意匠

(1) 発明、実用新案及び工業意匠の権利は、国家により保護され、かつ、特許により証明される。

(2) 発明、実用新案及び工業意匠に係る特許は、発明、実用新案又は工業意匠の創作者権、それらの優先権及びそれらを実施する排他権を証明する。

(3) 特許は、国家機関である「国家知的所有権センター」(以下「特許庁」という)に対する発明、実用新案、工業意匠に係る特許の出願(以下、異なる表示がなされない限り「出願」という)の出願日から次の通り有効である。

発明特許は、20年以内。ただし、医薬、殺虫剤又は農薬であってその使用については法令に従って所管当局の認可が必要とされるものに関する発明に係る特許の出願(以下、異なる表示がなされない限り「発明出願」という)から5年を超えて経過している場合は、この発明に係る特許の存続期間は、特許権者の申請により延長する。当該特許の存続期間は、発明出願の出願日から当該発明が用いられる医薬、殺虫剤又は農薬の最初の使用認可を受けた日までに経過した期間から5年を差し引いた期間だけ延長する。この場合、特許の存続期間は、5年を超えて延長することはできない。特許の存続期間の延長に係る申請は、当該発明が用いられる医薬、殺虫剤若しくは農薬の使用について最初の認可を受けた日又は特許庁の公報(以下、「公報」という)における当該特許についてのデータの公告の日の何れか先の日から6月が満了する前に、特許の存続期間内に提出しなければならない。

実用新案特許は、5年以内。ただし、特許権者の申請により、3年を超えない期間だけ特許庁がこれを延長することができる。実用新案特許の存続期間の延長についての申請は、当該特許の存続期間の満了前に特許庁に提出しなければならない。

意匠特許は、10年以内。ただし、特許権者の申請により、5年を超えない期間だけ特許庁がこれを延長することができる。工業意匠特許の存続期間の延長についての申請は、当該特許の存続期間の満了前に特許庁に提出しなければならない。発明特許、実用新案特許、工業意匠特許の存続期間の延長に係る手続は、ベラルーシ共和国閣僚会議により決定される。ただし、ベラルーシ共和国大統領が別段に定めるところはこの限りでない。

(4) 第16条(6)に従い優先権を享受する出願において発行された特許に関して(3)にいう期間を算定するときは、当該出願の出願日は、最初の出願の出願日である。

(5) 発明又は実用新案に係る特許により付与される法的保護の範囲は、発明又は実用新案のクレームにより決定される。発明(実用新案)のクレームとは、その本質的な特徴の一揃いによる発明(実用新案)の論理的定義である。説明及び図は、発明(実用新案)の表現解釈のためにのみ使用される。

(6) 工業意匠に係る特許により付与される法的保護の範囲は、製品(ひな形、絵)の図示イメージに反映されるその本質的な特徴の一揃いにより決定される。

(7) 所定の方法で秘密と認められた発明、実用新案及び工業意匠に対して法的保護を付与する手続及び秘密の発明、実用新案及び工業意匠を管理する手続は、法令により定められる。

第2条 発明に対して法的保護を付与する条件

(1) 本法は、技術の何れかの分野における発明がある製品又は方法に関係し、新規であり、

進歩性を有し、かつ、産業上利用可能である場合は、これに法的保護を付与する。

本法の適用上、「製品」とは人の作業の成果としての物を意味し、「方法」とはある対象物について相互に関連している作用を及ぼす工程、技法又は方法及び一定の目的での工程、技法、処置若しくは製品の適用を意味する。

発明は、それが先行技術の一部でないときは、新規である。

発明は、それが熟練者にとって明白に先行技術から派生したものでないときは、進歩性がある。

先行技術は、発明の優先日前に、世界で公になったすべての情報を含む。発明の新規性を決定するときは、先行技術には、他の者が発明及び実用新案特許のためにベラルーシ共和国において提出し、かつ、取り下げていない出願であって先の優先日を有するものすべて及びベラルーシ共和国において特許された発明及び実用新案が含まれる。

発明は、それが工業、農業、医療及びその他の活動分野において用いることができるときは、産業上の利用可能性がある。

発明に関する情報開示が、創作者、出願人又はそれらの者から直接的若しくは間接的に情報を入手した他の何人かにより行われ、発明の本質に係る情報が公にされた場合において、発明に関する出願が当該情報開示の日から12月前に特許庁に行われていたときは、当該情報開示は、当該発明の新規性を妨げる事情に当たるとは認められない。この場合、前記事実の挙証責任は、出願人が負う。

(2) 次のものは、発明とは認められない。

発見、科学理論及び数学的方法

製品の外観のみに関するものであって、審美的必要性を満たすことを目的とするもの
精神活動の実行、ゲーム又は事業遂行のための計画、規則及び方法並びにコンピュータ用のアルゴリズム及びプログラム

情報の単なる提示

前記の対象及び活動は、発明に係る特許出願がそれらの対象及び活動自体にのみ関するものである場合は、本法に従う発明とはみなされない。

(3) 本法は、次のものには発明としての法的保護を与えない。

植物及び動物の品種、

集積回路のトポロジー。

本法に従い、公益、人道上の原則及び道徳に反する発明は、特許性を有するとはみなされない。

第3条 実用新案に対して法的保護を付与する条件

(1) 本法は、装置に関する技術的解決であって、新規であり、かつ、産業上の利用可能性があるものを、法的保護の付与対象となる実用新案と認める。

実用新案は、その本質的な特徴の一揃いが技術水準の一部を形成しないときは、新規である。技術水準は、当該実用新案の優先日前に公衆の利用に供されたとされる実用新案と同一の目的を有する装置についての何らかの情報及びベラルーシ共和国におけるその公然使用についての情報を含むものとする。実用新案の新規性を決定するときは、技術水準には、ベラルーシ共和国において発明及び実用新案に係る特許のために他人が行った出願であって先の優先日を有しかつ取り下げられていないものすべて並びにベラルーシ共和国において特許された

発明及び実用新案が含まれる。

実用新案は、それが工業、農業、医療及びその他の活動分野において使用可能である場合は、産業上の利用可能性を有するものとする。

実用新案に関する情報開示が、創作者、出願人又はそれらの者から直接的又は間接的に情報を入手した者によってなされ、実用新案の本質に係る情報が公衆に利用可能になっている場合は、当該開示は、実用新案の特許性を妨げる事情に当たるとはみとめられない。ただし、実用新案に係る特許出願（以下、別段の表示がない限り「実用新案出願」という）が情報開示日から12月以内に特許庁に対してなされることを条件とする。この場合、前記の事実の挙証責任は、出願人が負う。

(2) (1)に従う法的保護は、次のものには付与されない。

製品の外観のみに関する解決であって、審美的必要性を満たすことを目的とするもの
公益、人道上の原則又は道徳に反する解決

第4条 工業意匠に対して法的保護を付与する条件

(1) 本法は、製品の芸術的な又は芸術的及び工学的な解決であって、製品の外観を決定するもので、かつ、新規で独創的なものを、法的保護の付与対象である工業意匠として認める。この場合、製品とは、工業又は手工芸により生産される物品であるものとする。

工業意匠は、その優先日前に世界で公衆の利用に供されている情報から知り得ないときは、新規であると認められる。

工業意匠の新規性を決定するに際しては、ベラルーシ共和国において他人によりなされた工業意匠に係る特許のためになされたすべての先の出願であって取り下げられていないもの及びベラルーシ共和国において特許されている工業意匠を考慮するものとする。

工業意匠は、当該製品の外観の特定の特徴及びその相当部分の特徴が当該工業意匠の創作者（共同創作者）の創作的作業から得られたものである場合は、独創的なものとして認められる。工業意匠に関する情報開示が、創作者、出願人又はそれらの者から直接的又は間接的にこの情報を入手した他の何人かにより行われ、工業意匠の本質に関する情報が公衆の利用に供された場合において、工業意匠に関する特許に係る出願（以下、別段の表示がなされない場合は「工業意匠出願」という）が当該情報開示の日から6月以内に特許庁に行われたときは、当該情報開示は、工業意匠の新規性に影響を及ぼす事情に当たるとは認められない。この場合、前記の事実の挙証責任は、出願人が負う。

(2) (1)に従う法的保護は、次のものには付与されない。

もっぱら製品の技術的機能から導き出された解決

公益、人道上の原則及び道徳に反する解決

小規模建築部材を除く建造物（工業上、水力学上その他の据付構造物を含む）

印刷物そのもの

液体、気体、流体及び類似の物質から生じた不安定な形状の物

第2章 創作者及び特許所有者

第5条 発明，実用新案又は工業意匠の創作者

(1) 発明，実用新案及び工業意匠の創作者は，自らの創造的作業によりそれらを創作した自然人であるものとする。

出願において創作者として表示された者は，別段の証明がなされない限り，当該発明，実用新案，工業意匠の創作者であるものとみなされる。

(2) 発明，実用新案又は工業意匠が2人以上の自然人による共同の創造的作業により創作された場合は，それらの者は共同創作者と認められる。共同創作者に属する権利を享受する条件は，それらの者の間の合意によって決定される。

(3) 発明，実用新案又は工業意匠を創作することに個人的な創造的貢献をしていない自然人であって，創作者(又は共同創作者)に単に技術的，組織的若しくは物質的援助を提供した者又は単に発明，実用新案若しくは工業意匠の権利の登録及びその実施について援助した者は，共同創作者とは認められない。

第6条 特許所有者

(1) 特許の所有者とは，発明，実用新案又は工業意匠に係る特許が付与された者である。

(2) 特許を受ける権利は，次の者に属する。

発明，実用新案又は工業意匠の創作者(又は共同創作者)

本条(3)に規定される場合は，発明，実用新案又は工業意匠創作者の雇用者である自然人又は法人

発明，実用新案又は工業意匠の登録前に，(2)及び(3)の者により特許を受ける権利を移転された1及び複数の自然人及び(又は)法人

本項において言及された者の承継人

(3) 従業者により創作された職務上の発明，実用新案及び工業意匠に係る特許を受ける権利は，従業者と使用者との間で締結された契約に別段の定めがない限り，使用者に属する。

発明，実用新案及び工業意匠は，それらが使用者の活動分野に関係している場合において，それらの創作をもたらすに至った活動が従業者の公式職務に関係するとき又は従業者が使用者から受けた具体的任務の遂行に関連してそれらが創作されたとき又はそれらの創作の過程で従業者が使用者の経験若しくは手段を利用したときは，職務上のものであるとみなされる。発明，実用新案及び工業意匠を職務上創作した従業者は，そのことを書面により使用者に通知する義務を負う。創作された発明，実用新案及び工業意匠について従業者から通知を受けた日から3月以内に使用者が特許庁に出願せず，それらを秘密にしておくことについて又は特許を受ける権利を他人に移転することについて従業者に通知しなかった場合は，特許を受ける権利は従業者に移転する。この場合，使用者は，ライセンス契約により決定される条件に基づいて，当該発明，実用新案及び工業意匠を実施する権利を有する。

使用者が，職務上の発明，実用新案及び工業意匠に係る特許を取得し，又はそれらを秘密にしておくか若しくは特許を受ける権利を他人に移転する決定を行い，又は本人が行った出願に基づく特許を本人の理由で取得しない場合は，従業者は，報酬を受ける権利を有する。報酬は，従業者と使用者との間の合意により定められる額及び条件に従って支払われる。

両当事者間で報酬の額及び支払の水準についての合意がない場合は，それに係る紛争は裁

判所により検討される。報酬の水準及び条件並びに報酬の最低額は、ベラルーシ共和国閣僚会議により決定される。契約により決定された報酬の適時の支払がなされない場合は、有責の使用者が法令に従って責任を負う。

労働契約の終結は、職務上の発明、実用新案及び工業意匠の創作に関連して生じる従業者及び使用者の権利及び義務に影響を及ぼさない。職務上の発明、実用新案及び工業意匠に係る出願は、労働契約終結から1年が経過する前に、使用者もこれを行うことができる。1年が経過したときは、職務上の発明、実用新案及び工業意匠について出願を行う権利は、従業者に移転される。

職務上の発明、実用新案及び工業意匠の創作に関連して生じるその他の関係は、法令により規制される。

第3章 発明、実用新案又は工業意匠に係る権利

第7条 創作者権

- (1) 発明、実用新案又は工業意匠の創作者は人格権及びそれに関係する財産権を有する。
- (2) 創作者権(創作者として認められる権利)は、人格権であり、如何なる制限もなしに保護される。創作者権は、譲渡できず、移転することもできない。

第8条 特許所有者の権利及び義務

- (1) 特許された発明、実用新案及び工業意匠を実施する排他権は、特許所有者に属する。発明、実用新案及び工業意匠を実施する排他権は、他人の権利を侵さないことを条件として、発明、実用新案及び工業意匠を自己の裁量で実施する権利を含み、また、他人に対して、発明、実用新案及び工業意匠を実施することを禁じる権利も含む。
- (2) 製品を取得する方法である特許された発明を実施する排他権は、その方法から直接得られた製品にも適用される。新規製品は、別段の証明がされるまでは、特許された方法から得られたものとみなされる。
- (3) 特許された発明、実用新案及び工業意匠を実施する排他権は、当該特許発行の情報が特許庁の公報に公告された日から始まる特許存続期間中に、特許所有者により行使される。
- (4) 特許所有者は、特許により付与された権利を行使するに際し、他人の権利、社会及び国家の利益を損なってはならない。
- (5) 特許所有者の請求があったときは、その排他権の侵害は終結させなければならず、侵害者は、特許所有者に対し、生じた損害を法律に従って補償しなければならない。

第9条 特許所有者の排他権の侵害となる行為

次の行為は、特許所有者の同意なく行われたときは、当該特許所有者の排他権の侵害となる。特許された発明、実用新案又は工業意匠を適用して製造された製品又は商品の製造、使用、輸入、販売の申出、販売その他民間への流通又はこれらの目的での所持及び装置であって、その操作又は利用において特許により保護された方法をその目的に従い実施するものに関する前記行為の実行。

発明特許により保護された方法の実施又は発明特許により保護された方法により直接得られた製品の民間への流通若しくはその目的での所持。

第10条 特許所有者の排他権の侵害と認められない行為

次の行為は、特許所有者の排他権の侵害とはみなされない。

他の国の輸送手段(海上、河川、航空、道路及び宇宙)がベラルーシ共和国の領域に一時的又は偶然に入った場合に、特許により保護された発明、実用新案又は工業意匠が使用された主題を、当該輸送手段の構造又は操作において適用すること。ただし、当該主題が専ら本輸送手段の必要のためにのみ使用されることを条件とする。輸送手段がベラルーシ共和国の自然人及び法人に同一の権利を与えている国の自然人又は法人に属するときは、当該行為は、特許所有者の排他権を侵害するものとはみなされない。

発明、実用新案又は工業意匠が使用されている主題に関する科学的研究又は実験を行うこと。所与の条件における異常又は不可避の事情(不可抗力)が生じた場合に、特許により保護され

た発明，実用新案又は工業意匠を含む主題を適用し，後に特許所有者に対し相応の支払を行うこと。

特許により保護された発明，実用新案又は工業意匠が使用された主題を，利益を得ることなく個人的必要性のために適用すること。

薬局において，医師の処方を受け，特許により保護された発明を適用した薬剤を，一度限り調合すること。

特許により保護された発明，実用新案又は工業意匠を含む製品がベラルーシ共和国において特許所有者の権利を侵害することなく民間で流通しているときに，当該製品の使用，販売の申出，販売，輸入をすること又はそれらの目的で所持すること

第 11 条 特許の譲渡，特許から派生する権利の他人への移転，特許に係る権利の移転，財産権の入質

(1) 特許所有者は，特許を他の自然人又は法人に移転することができ，また，発明，実用新案又は工業意匠を実施する権利を，ライセンス契約に基づき，他の自然人又は法人に移転することもできる。

(2) 特許された発明，実用新案又は工業意匠を実施する特許所有者の排他権及び創作者の報酬を受ける権利は，相続を含む承継によりこれを移転することができる。

(3) 特許により証明された財産権は，質権の対象物とすることができる。

第4章 特許の取得

第12条 特許取得の出願

(1) 出願は、出願人が特許庁に対して行う。出願人は、第6条(2)に従い特許を受ける権利を有する。

出願人は、自身で又は特許庁に登録済みの特許代理人を通じて、特許庁に対する出願及び特許庁に対する手続を行うことができる。

(2) 特許代理人を通じて提出される出願書類には、出願人により発行された委任状を添付しなければならない。

(3) 出願書類、出願審査及び査定についての要件は、ベラルーシ共和国閣僚評議会により決定される。

第13条 特許出願

(1) 特許出願は、1 発明又は単一の発明概念を形成するよう関係付けられた一群の発明に関するものとする(発明の単一性の要件)。

(2) 特許出願は、次のものを含まなければならない。

2.1. 特許付与を求める願書。これには、発明の創作者(共同創作者)及び特許付与を求める者並びにこれらの者の住所又は所在地を記載する。

2.2. 発明について、それを実施することができるよう十分詳細に開示した説明

2.3. 発明について、その本質を表現し、かつ、説明により完全に裏付けられたクレーム

2.4. 発明の本質を理解するのに必要な場合は、図面

2.5. 要約

(3) 特許庁に対する発明出願の出願日は、第16条(1)に従い優先権を確立するのに必要な書類の受領日に従って、また、書類が一度に提出されなかったときは、最後の書類の受領日に従って決定される。

(4) 所定の金額の特許手数料の納付若しくは特許手数料の納付免除を確認する書類又は特許手数料の部分的納付を確認する書類であって手数料の金額を減じる理由が存在する旨を確認する書類を同時に伴うものを、発明出願と共に又は当該出願を特許庁が受領した日から2月以内に提出するものとする。所定の期限内に前記の書類を提示しない場合は、当該発明出願の受理の拒絶について決定を下すものとする。

第14条 実用新案特許の出願

(1) 実用新案特許の発行を求める出願は、1 実用新案又は単一の創造概念を形成するよう関係付けられた一群の実用新案に関するものとする(実用新案の単一性の要件)。

(2) 実用新案出願は、次のものを含まなければならない。

2.1. 特許付与を求める願書。これには、実用新案の創作者(共同創作者)及び特許付与を求める者並びにこれらの者の住所又は所在地を記載する。

2.2. 実用新案について、それを実施することができるよう十分詳細に開示した説明

2.3. 実用新案について、その本質を表現し、かつ、説明により完全に裏付けられたクレーム

2.4. 実用新案の本質を理解するのに必要な場合は、図面

2.5. 要約

(3) 実用新案出願の出願日は、特許庁が第 16 条(1)に従い優先権を確立するのに必要な書類を受領した日に従って、また、前記書類が同一日に提出されなかったときは、最後の書類を受領した日に従って決定される。

(4) 所定の金額の特許手数料の納付若しくは特許手数料の納付免除を確認する書類又は特許手数料の部分的納付を確認する書類であって手数料の金額を減じる理由が存在する旨を確認する書類を同時に伴うものを、実用新案出願と共に又は当該出願を特許庁が受領した日から 2 月以内に提出するものとする。所定の期限内に前記の書類を提示しない場合は、当該実用新案出願の受理の拒絶について決定を下すものとする。

第 15 条 工業意匠出願

(1) 工業意匠出願は、1 意匠又は 1968 年 10 月 8 日のロカルノ協定により定められた国際分類の 1 類に属する意匠のグループに係るものでなければならない（意匠の単一性の要件）。

(2) 工業意匠出願は、次のものを含まなければならない。

2.1. 特許付与に係る願書。これには、工業意匠の創作者（共同創作者）及び特許を求める者を代理する者並びにそれらの者の居所又は滞在地を表示する。

2.2 製品の外観について完全な詳細を示す 1 組の画像

2.3 工業意匠の説明であって、その本質的な特徴を包含するもの。工業意匠の本質的な特徴には、製品の形状、形状及び輪郭、模様並びに色彩の配合の美的及び／又は人間工学的特性を決定する特徴が含まれる。

(3) 特許庁に対する工業意匠出願の日は、第 16 条(2)に従って優先権を決定する上で必要な書類の受領日に従って決定するものとし、かつ、当該書類が一度に提出されなかった場合は、最後の書類の受領日に従って決定する。

(4) 所定の額の特許手数料納付若しくは特許手数料の納付免除を確認する書類又は特許手数料の部分的納付を確認する書類であって手数料減額の理由が存在することを確認する書類を、工業意匠出願と共に又は特許庁による当該出願の受領日から 2 月以内に提出するものとする。当該書類を所定の期限内に提示しなかった場合は、当該工業意匠出願の受理拒絶についての決定を下すものとする。

第 16 条 発明、実用新案及び工業意匠の優先権

(1) 発明及び実用新案の優先権は、特許付与を求める願書、説明、クレーム又は説明で引用されている場合は図面を含む出願書類を特許庁に提出した日に決定される。

(2) 工業意匠の優先権は、特許付与を求める願書、製品の 1 組の図形表示及び工業意匠の説明を含む出願書類を特許庁に提出した日に決定される。

(3) 優先権は、最初の出願が工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国に出願された日によって決定することができる（条約優先権）。ただし、発明出願又は実用新案出願の場合は前記最初の出願の出願日から 12 月以内、工業意匠出願の場合は 6 月以内に、出願が特許庁に対してなされることを条件とする。この期限は、出願人の申請に基づいて特許庁が延期することができるが、2 月を超えて延期してはならない。

発明出願に関して条約優先権を利用しようとする出願人は、発明出願を行う時に又は当該出願を特許庁が受領した日から 2 月以内にそのことを示さなければならない。かつ、最初の出願の出願日から 16 月以内に最初の出願の認証謄本を提示しなければならない。前記の期限の不

遵守の場合は、期限の到来前に出願人が行った申請に基づいて、優先権を回復することができる。ただし、最初の出願の出願日から14月以内に、出願人が最初の出願の謄本を請求し、出願人がこれを受領した日から2月以内に特許庁に提示することを条件とする。

実用新案又は工業意匠の出願に関して条約優先権を利用しようとする出願人は、実用新案又は工業意匠の出願を行う時に又は実用新案若しくは工業意匠の出願を特許庁が受領した日から2月以内にそのことを示さなければならない。

(4) 優先権は、追加書類を特許庁に提出した日に決定することができるが、当該追加書類が、クレームされた発明、実用新案又は工業意匠の本質を修正するものとして考慮されない旨の通知を特許庁から出願人が受領した日から3月以内に、独立した出願として出願人により提出され、かつ、追加書類の提出対象であった出願が当該別出願の出願日において取り下げられていないことを条件とする。

(5) 優先権は、同一の出願人がした先の出願であって、発明、実用新案又は工業意匠の本質を開示し、かつ、当該優先権を主張する出願の出願日において取り下げられていないものの、特許庁に対する出願日に決定することができる。ただし、当該出願が、発明に係る先の出願の出願日後12月以内に、また、実用新案又は工業意匠に係る先の出願の出願日後6月以内になされることを条件とする。前記優先権請求を伴う出願の場合は、先の出願は取り下げられたものとみなされる。

優先権は、先の優先権が既に主張されている出願の出願日によっては決定することができない。

(6) 分割出願における発明、実用新案又は工業意匠の優先権は、同一出願人がその本質を開示した最初の出願の特許庁に対する出願日に又は当該最初の出願について先の優先権を確立する権利が存在するときは、当該優先権の日付に決定される。ただし、分割出願の出願日において、最初の出願が取り下げられていないこと及び当該分割出願が、特許発行の拒絶決定に係る審判請求期間の満了前になされ、また、最初の出願に基づく特許発行の決定の場合は、第28条に従う発明、実用新案若しくは工業意匠の登録日前になされることを条件とする。本法の適用上、「分割」出願とは、最初の出願が発明、実用新案又は工業意匠の単一性の要件に適合しなかった場合に、当該最初の出願から分割することができる出願をいう。最初の出願の出願人はまた、次の場合は分割発明特許出願もすることができる。

ある発明が出願時にクレームに含まれていなかったが、説明において開示されていた場合。

1の特許を求めて一群の発明がクレームされたが、出願人が各発明についての特許取得を決定した場合。

(7) 発明、実用新案又は工業意匠の優先権は、当該各出願が(3)から(6)までに規定された条件を満たす場合は、複数の先の出願又はそれに対する追加資料に基づいて決定することができる。

(8) 出願の専門的審査の過程で、同一の発明、実用新案又は工業意匠が同一の優先日を有することが確認された場合は、各出願人の間の合意により決定された出願に対して特許が付与される。出願人は、特許庁の通知を受領してから2月以内に達した合意について特許庁に通知するものとする。かかる合意がない場合は、各出願に対する特許の付与拒絶について決定を下す。

特許が付与されたときは、同一の発明、実用新案及び工業意匠のすべての創作者が共同創作者として表示される。

第 17 条 出願の補正

(1) 出願人は、発明出願に基づいて特許を付与するか又は特許付与を拒絶するかについて特許庁が決定を下す前は、発明出願に係る資料に、クレームされた発明の本質を変更しない補正及び明確化を行う権利を有する。

出願人は、実用新案又は工業意匠に係る出願の出願日から 2 月以内は、その資料に、クレームされた実用新案又は工業意匠の本質を変更しない補正及び明確化を行う権利を有する。

追加資料は、それらが発明又は実用新案の最初の明細書に存在しなかった発明又は実用新案の特徴であってクレームに含めることになっているものを含む場合は、クレームされている発明又は実用新案の本質を変更するものである。

追加資料は、それが最初の画像における製品の外観を変更する場合は、クレームされた工業意匠の本質を変更するものである。

(2) 特許を受ける権利の移転時の出願人の表示変更又は出願人の名称の変更の結果として生じた変更及び出願書類の明白かつ技術的な過誤の補正は、発明、実用新案及び工業意匠の登録日まで行うことができる。

第 18 条 発明出願の審査

(1) 発明出願の審査は、本法及びベラルーシ共和国閣僚会議の決議に従って、特許庁により実施される。発明出願の審査は、予備審査及び実体審査を含む。

(2) 出願人が出願に関する追加資料を提出した場合は、それらがクレームされた発明の本質を変更するものであるか否かが確認される。

追加資料のうちクレームされた発明の本質を変更する部分は、出願の検討において考慮されず、出願人は、それらを別出願として提出することができる。

(3) 発明出願が発明の単一性の要件に違反して行われた場合は、特許庁は、出願人に対し、関連する通知の受領日から 2 月以内に、何れの発明を検討するべきかを伝えるよう、かつ、必要な場合は、発明出願文書を明確化するよう申し渡す。

出願人が、発明の単一性の要件の違反に関する特許庁の通知の受領日から 3 月以内に、何れの発明を検討するべきかについて伝えず、かつ、明確化の書類も提示しない場合は、審査は、クレームにおいて最初に記載された発明について行うものとする。

(4) 発明に係る出願は、発明の登録の日以前に、出願人がこれを取り下げることができる。

第 19 条 発明出願の予備審査

(1) 発明出願の予備審査(以降では予備審査と称す)は、特許庁による出願受領の日から 3 月以内に行われる。

(2) 予備審査の過程で、出願に含まれる書類の存在、書類に係る所定の要件及び表示された解決策が発明と認められる対象に関係しているか否かの問題が点検される。

(3) 特許庁は、予備審査の結果として下した決定及び第 16 条に従う出願日について、当該決定が下された日から 5 就業日以内に書面により出願人に通知する。

(4) 予備審査の過程で、クレームされた発明が本法に従って発明とみなされない対象に関係していると判明した場合は、特許の発行を拒絶する決定が下される。

(5) 提出された書類又はそれに含まれるデータが所定の要件に合致しない場合は、特許庁は、

出願人に質問書を発出し、質問書の受領日から2月以内に適正に作成した資料を提出するよう提案するものとする。この期限は、当該申請が期限の到来前に届いたことを条件として、出願人の申請に基づいて3月を超えない期間だけ延期することができる。

出願人が所要の書類又は所定の期限の延期についての申請を提示しなかった場合は、発明特許の付与拒絶に係る決定を下すものとし、出願人はそのことについて通報される。

第20条 発明出願に係る情報の公開

(1) 発明出願に係るデータが予備審査を通り、その結果合格の決定が下されたときは、そのデータは、当該出願の出願日から、また、優先権が主張されている場合は最先の優先日から、18月の経過後に公報において公開されるものとする。公開されたデータの一覧については、特許庁がこれを決定する。

(2) 特許庁は、(1)に定められた期限の到来前は、出願人の申請に基づいて発明出願についてのデータを公開することができる。

(3) 発明に関する情報の公開後は、何人も、特許庁内にある出願資料を閲覧する権利を有する。

(4) 出願が、公開期限前に取り下げられ若しくは部分的に取り下げられたか、又は特許発行が決定され若しくは当該特許が国家発明登録簿に登録されたか、又は特許発行を拒絶する最終決定が下され、それに対する審判請求の可能性が制限されている場合は、発明出願に関する情報は公開されない。

(5) 発明の創作者は、自己が出願人でないときは、発明出願について公開される情報において創作者として記載されることを拒絶する権利を有する。

第21条 発明出願の実体審査

(1) 発明出願を行う際又は特許庁への発明出願の出願日から3年以内は、出願人又は何れの利害関係人も、発明出願の専門的特許審査（以下、「特許審査」という）を行うことについて特許庁に申請することができる。前記期間内に特許審査の実施に関する請願が受領されなかった場合は、発明特許付与の拒絶に係る決定を下すものとする。

(2) 特許審査の過程において、発明の特許性が確認されかつ発明の優先権が決定される。

(3) 特許審査実施期間中に、第13条(2)に従って提示された書類に含まれるデータが所定の要件を満たしていない場合は、特許庁は、発明クレームの変更を含め、書類を適正に作成するよう出願人に要求することができる。

出願人は、特許庁からの前記要求の受領日から1月以内は、自己の発明出願の特許審査の過程で異議が出された資料の写しについて特許庁に照会することができる。

特許庁が要求した適正な方法で作成される追加資料は、当該要求又は発明出願について異議が出された資料の写しの出願人による受領日から2月以内に、発明の本質を変更することのない形で提示されなければならない。この期間は、出願人の申請に基づいて12月以内に限り延長することができる。ただし、当該申請が2月の期間の満了前に届いたことを条件とする。出願人が前記の期間内に、適正に作成された書類又は特許庁の要求に対する応答を提示する期間の延長に関する申請を提示しなかった場合は、特許付与の拒絶に係る決定を下すものとする。

出願人により適正に作成された書類のうちクレームされた発明の本質を変更する部分は、発

明出願処理手続の際に考慮されないものとし、出願人にはその旨が通知される。

(4) 特許審査を実施した結果、出願人が提示した発明のクレームにおいて表示されたクレームされた発明が特許性の条件を満たすことが確認された場合は、特許庁は、かかるクレーム及び確立された優先権の表示を伴う特許の付与について決定を下すものとする。

特許審査の過程において、出願人が同一の発明に関して複数の出願を行ったことが確認された場合は、特許は、発明出願のうちで最先の優先権を有するもののみ付与される。

(5) 特許庁が、クレーム中で出願人により示された通りのクレームされた発明が特許性の要件に適合していないと認める場合は、特許庁は、特許発行の拒絶を決定する。

出願人が、自ら提議したクレームは特許性の条件に適合するが、最初の発明の説明(クレーム)に存在しなかった特徴を含む旨を通知された後に当該クレームを変更しなかった場合にもまた、特許付与を拒絶する決定が下される。

(6) 特許庁は、実体審査の結果として下した決定及び発明の優先日について、当該決定を下した日から5就業日以内に出願人に書面で通知する。

(7) 出願人は、発明出願についての決定の受領の日から1月以内に、実体審査の結果として自己の発明出願に対立する資料の写しを請求する権利を有する。

(8) 特許発行の決定については、第16条(3)から(6)までに従い先の優先権を享受する発明出願又は実用新案出願がされた場合及び同一優先権を享受する同一の発明又は実用新案に係る出願又は付与された特許があった場合は、当該発明の登録前に、特許庁はこれを見直すことができる。

(9) 特許庁は、実体審査の結果として下された決定については、それが本法により確立された発明出願の検討条件に違反して下されたときは、これを見直すことができる。特許発行の決定については、当該発明が国家発明登録簿に登録される前にこれを見直すことができる。

(10) 特許発行を拒絶する特許庁の決定に不服がある場合は、出願人は、当該決定を受領した日又はその者がその旨請求しているときは自己の出願に対立する資料の写しを受領した日から3月以内に、再審査の申請を提出する権利を有する。

(11) 再審査は、出願人の申請が特許庁において受領された日から6月以内に行われる。

第22条 仮の法的保護

(1) クレームされた発明は、発明出願に係るデータの公開日から特許に係るデータの公告日まで、公開された発明のクレームの限度内で仮の法的保護が付与される。

(2) 出願がなされた発明を仮の法的保護期間中に実施する自然人又は法人は、発明特許が付与された後に、特許所有者に対して補償金を支払う。当該補償金の額及びその支払条件は、当事者間の合意により、また係争の場合は裁判手続きにより決定される。

(3) 出願が取り下げられ若しくは取り下げられたとみなされたとき又は特許発行を拒絶する決定が下されたときは、仮の法的保護は生じなかったとみなされる。

第23条 実用新案出願の審査

(1) 実用新案出願の審査は、特許庁により、本法及びベラルーシ共和国閣僚会議の決議に従い実施される。

(2) 実用新案出願の審査においては、出願された実用新案の、本法により規定された特許性の条件に対する適合性の検証は行われない。

(3) 実用新案出願の審査過程で、必要な書類の存在、それらに対する所定の要件の遵守が検証され、かつ、出願されたものが実用新案の対象に関するものであるか否かが検討される。

(4) 実用新案出願の審査は、出願が特許庁において受領された日から3月以内に実施される。

(5) 実用新案出願の審査の結果、出願が実用新案の対象と関係のないものと判明したときは、特許庁は、特許発行を拒絶する決定を下す。

(6) 提出された書類又はそれに含まれるデータが所定の要件を満たさない場合は、特許庁は質問書を出願人に発出し、その中で、同書の受領日から2月の期間内に、適正に作成した書類又は欠けていた書類を提出するよう提案するものとする。この期間は、出願人の申請に基づいて12月以内に限り延長することができる。ただし、申請が当該期間の満了前に届いたことを条件とする。

出願人が所要の書類又は所定の期間の延長を求める申請を提出しなかった場合は、特許の付与拒絶について決定を下すものとする。

(7) 実用新案出願に基づいて出願人が追加書類を提出した場合は、審査の過程で、それらの書類が出願された実用新案の本質を変更するものであるか否かが検証される。

(8) 追加資料のうち出願された実用新案の本質を変更する部分は、審査において考慮されず、出願人は、これを独立出願として出願することができる。

(9) 出願が実用新案の単一性の要件に適合していない場合は、出願人は、2月以内に、何れの事項を審査すべきかを知らせ、かつ、関連する説明、クレーム及び図面を明示するよう求められる。

出願人が、実用新案の単一性要件の不遵守の通知を受領した日後2月以内に、何れの事項を審査すべきかを知らせず、また、明確化する書類を提出しなかった場合は、当該出願は、取り下げられたとみなされる。

(10) 実用新案の新規性評価の基準となる技術水準を決定するために、出願人又は利害関係人は、実用新案出願に基づく情報調査を実施するよう申請する権利を有する。情報調査の条件及び入手した情報の呈示については、ベラルーシ共和国閣僚会議がこれを決定する。

(11) 実用新案出願の審査の結果、出願が実用新案の対象に関する事項についてなされ、かつ、その書類が正しく登録されていることが確認された場合は、特許庁は、特許発行の決定を下す。

(12) 特許庁は、出願人に対して、実用新案出願の専門的審査の結果に従って下された決定及び第16条に従った実用新案の優先権についての通知書を当該決定の日から5就業日以内に送付する。

(13) 出願人は、実用新案の登録前に、その出願を取り下げる権利を有する。

第24条 工業意匠出願の審査

(1) 工業意匠出願の専門的審査は、本法及びベラルーシ共和国閣僚会議の決議に従って、特許庁により実施される。

(2) 工業意匠出願の審査においては、出願された工業意匠の、本法により規定された特許性の条件への適合性の検証は行われない。

(3) 工業意匠出願の審査過程においては、必要な書類の存在、それらに対する所定の要件の遵守及び出願された事項が工業意匠として保護される対象に関するものであるか否かの問題が検討される。

- (4) 工業意匠出願の審査は、出願が特許庁において受領された日から3月以内に実施される。
- (5) 工業意匠出願の審査の結果、出願が工業意匠として保護される対象に関係しないと判断した場合は、特許庁は、特許発行を拒絶する決定を下す。
- (6) 提出された書類又はそれに含まれるデータに所定の要件を満たさないものが含まれる場合は、特許庁は、出願人に質問書を発出し、当該質問書の受領日から2月の期間内に適正に作成された書類又は欠けている書類を提出するよう提案するものとする。出願人の申請に基づいて、この期間は、12月を超えないで延長することができる。ただし、申請がこの期間の満了前に届いたことを条件とする。
- 出願人が要求された書類又は所定の期間の延長を求める申請を提示しなかった場合は、特許付与の拒絶について決定を下すものとし、出願人はその旨を通知される。
- (7) 工業意匠出願の専門的審査の過程において、出願人により提出された追加資料であって先に提出された製品の外観の画像を変更するものは、考慮されない。出願人は、かかる資料を独立の工業意匠出願として扱う形式をとることができる。
- (8) 工業意匠出願が単一性の要件に反してなされている場合は、出願人は、2月以内に、何れの工業意匠を審査すべきかを知らせ、かつ、関係する書類を明示するよう要請される。出願人が、工業意匠の単一性要件の不遵守の通知を特許庁から受領した日後2月以内に、何れの工業意匠を審査すべきか知らせず、また、明示する書類を提出しなかったときは、当該出願は、取り下げられたとみなされる。
- (9) 工業意匠出願の審査の結果、出願が工業意匠として保護される対象に関係すること及び出願書類が所定の要件に適合していることが確認された場合は、特許庁は、特許発行の決定を下す。
- (10) 特許庁は、工業意匠出願の審査の結果下された決定について及び工業意匠の優先権が第16条に従い確定された旨について、当該決定の下された日から5就業日以内に、出願人に書面で通知する。
- (11) 出願人は、工業意匠の登録前に、その出願を取り下げる権利を有する。

第25条 出願審査の結果についての決定に対する審判請求

- (1) 予備的又は専門的特許審査の結果に関する特許庁の決定及び実用新案又は工業意匠出願の出願人は、専門的審査の結果に関する決定に不服があるときは、特許庁の審判部（以下、「審判部」という）及び／又は裁判所に目的の説明を付した審判請求をする権利を有する。審判部は、出願の専門的審査の結果に関する決定について審判を請求するための機関であり、かつ、特許付与に対する異論を検討し、決定を下す機関でもある。
- (2) 審判請求書を審判部に提出する出願人は、特許庁の関係決定書又は特許庁に請求した自己の発明出願に異議を唱える資料の写しの受領日から1年以内にこれを行う。審判請求は、その受領日から1月以内に検討されなければならない。
- (3) 出願人は、審判部の決定に対して、それを受領した日から6月以内は裁判所に上訴することができる。

第26条 発明及び実用新案に係る出願の変更

- (1) 出願人は、発明出願についてのデータの公開前で、発明特許付与に係る決定の受領日以前においては、特許庁に関連する請求を提出することにより、前記出願を実用新案出願に変

更することができる。

実用新案出願の発明出願への変更は、実用新案の特許付与の決定を出願人が受領する日の前に、また特許の付与拒絶に係る決定が下った場合はかかる決定について審判請求を行う期限の満了前に、これを行うことができる。

(2) 発明出願の実用新案出願への変更の際は発明出願の優先権及び出願日が、また、実用新案の発明出願への変更の際は実用新案出願の優先権及び出願日が維持される（最初の出願の優先権及び出願日の維持）。

実用新案に関して条約優先権が主張された場合における実用新案出願の発明出願への変更の際は、出願人は、変更に係る請求の提出日から3月以内に、1883年3月20日の工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国において出願された最初の実用新案出願の写しを提示しなければならない。

第27条 遵守されなかった期限の更新

(1) 第19条(5)、第21条(3)及び(10)並びに第25条(2)に規定される期限を出願人が遵守しなかった場合は、特許庁は、出願人が所定の額の手数料を納付し、かつ、自己の不遵守を正当化する適正な理由が存在することを条件として、これを更新することができる。

(2) 期限の更新申請は、当該期限満了から12月以内に出願人が特許庁に提出することができる。

(3) 出願人の申請に基づいて第19条(5)及び第21条(3)に規定する期限を更新する際は、特許庁は、先に下した特許の付与拒絶に係る決定を取り消すものとする。

第28条 発明、実用新案及び工業意匠の登録

(1) 特許付与の決定に基づき、かつ、所定の額の手数料納付を条件として、特許庁は発明を国家発明登録簿、実用新案を国家実用新案登録簿、工業意匠を意匠国家登録簿（以下、これら登録簿を「国家登録簿」という）に登録する。国家登録簿には、発明、実用新案及び工業意匠の登録に関するデータ及びこれらのデータの変更が記入される。国家登録簿に記入される発明、実用新案及び工業意匠の一覧は、特許庁がこれを定める。

(2) 国家登録簿に変更を記入するに際しては、特許所有者は、その旨の申請を提出すると同時に、特許庁に当該変更の記入理由を確認する書類を特許庁に提出しなければならない。

(3) 特許庁は、自発的に又は特許所有者の請求により、国家登録簿における発明、実用新案又は工業意匠の登録に関する記入の文法的、印刷上の又は他の明白な誤記を訂正することができる。

(4) 発明、実用新案若しくは工業意匠の登録又は特許の発行について所定の手数料の納付を証明する書類を提出しなかった場合は、発明、実用新案又は工業意匠の登録は行われず、かつ、関係出願は取り下げられたとみなされる。

第29条 特許に関する情報の公告

(1) 特許庁は、発明、実用新案又は工業意匠が国家登録簿に登録された日から6月以内に、公報により発明特許、実用新案特許又は工業意匠特許に関する情報を公告する。公告される情報の一覧は、特許庁がこれを定める。

(2) 国家登録簿に記入されるすべての変更もまた、特許庁の公報により公告される。

第 30 条 特許証の発行

(1) 特許所有者への特許証の発行は、発明特許、実用新案特許又は工業意匠特許に関する情報が公告された後 5 日以内に、特許庁がこれを行う。

(2) 複数の者が特許を受ける権利を有するときは、1 の特許証がすべての特許所有者を表示してそれらの者に交付される。

(3) 同一の出願人による発明及び実用新案に係る出願の優先日が同一である場合において、これらの出願の一方に特許が付与された後は、他方の出願に対する特許付与は、先に特許を付与された特許の所有者が同一の発明又は同一の実用新案に関してその効力の終了を求める請求を特許庁に提出したことを条件としてのみ可能であるものとする。同一の発明又は同一の実用新案について先に付与された特許の効果は、他方の出願に係る特許の付与に関するデータの公告日に終了する。発明又は実用新案の出願に対する特許付与についてのデータ及び同一の発明又は実用新案に関して先に付与された特許の効果の終了についてのデータは、同時に公告されるものとする。

第 32 条 外国での特許取得

(1) ベラルーシ共和国の自然人及び法人は、外国において発明、実用新案及び工業意匠の特許を求める権利を有する。

(2) 出願人は、外国で出願を行う前に、当該出願をベラルーシ共和国で行い、かつ、発明、実用新案及び工業意匠の特許を外国で受ける意図を特許庁に通報しなければならない。

当該出願を行って日から 3 月以内に特許庁の禁止措置が出されなかった場合は、当該出願を外国で行うことができる。

外国における出願は、前記の期限前に行うこともできるが、ベラルーシ共和国閣僚会議が定めた命令に基づいて行われるベラルーシ共和国の安全保障に害を及ぼす虞があるデータ開示の可能性に関する出願の検査が終了した後に限る。

ベラルーシ共和国の安全保障に害を及ぼす虞があるデータ開示を伴う発明、実用新案及び工業意匠は、法令に定められた方法により機密扱いにされなければならない。かつ、外国において特許を受けることはできない。

(3) 外国での発明特許、実用新案特許又は工業意匠特許を取得することに関する費用は、出願人又はその合意に基づく他の自然人若しくは法人に賦課される。

(4) ベラルーシ共和国に有効な条約に従って特許を取得する出願は、それら条約の規定に従う別段の規定がない限り、直接特許庁に対して行う。

第5章 特許の効力の終了及び回復

第33条 特許無効の承認

(1) 発明、実用新案又は工業意匠の特許は、その効力の全存続期間を通じて、次の場合は、全部又は一部を無効と認めることができる。

1.1. 保護された発明、実用新案又は工業意匠が、本法において規定された特許性の条件を満たしていない場合。

1.2. 保護された発明又は実用新案のクレームに、最初の出願における説明(クレーム)になかった特徴が存在する場合。

1.3. 特許において創作者(共同創作者)又は特許所有者の不正確な表示がある場合。

(2) 特許庁は、特許無効の承認に関する情報を公報により公告する。

(3) 如何なる自然人又は法人も、(1)1.1.及び1.2.にいう理由に基づいて、特許発行に対する異議を審判部に申し立てることができる。

特許発行に対する異議申立は、審判部によりそれが受領された日から6月以内に審理される。異議申立人及び当該特許の所有者は、その審理に参加する権利を有する。

特許発行に対する異議申立に関し審判部により下された審決に対しては、その受領の日から6月以内に、異議申立人又は当該特許の所有者が裁判所に上訴することができる。

(4) (1)1.3.に規定される理由に基づいて提出された特許発行に対する異議申立は、裁判所により審理される。

(5) 全部又は一部が無効と認められた発明、実用新案及び工業意匠に係る特許は、当該特許の特許庁への出願日から無効であるものとみなす。

(6) 後に無効と認められた特許に基づいて締結されたライセンス契約は、当該特許の無効性に係る決定が下された日からその効力を停止する。

第34条 特許の効力の早期終了

(1) 特許の効力は、次の場合は早期に終了する。

1.1. 特許庁に提出された、特許所有者の申請による場合

1.2. 所定の期限内に有効な特許維持手数料を納付しなかった場合

(2) 特許庁は、早期に終了した特許に関する情報を公報により公告する。

第35条 特許の効力の回復

(1) 特許の効力が有効な特許維持手数料を納付しなかった結果として終了した場合において、特許の存続期間が満了していないときは、特許庁は、当該特許の効力を特許所有者の申請により回復させることができる。ただし、当該特許所有者が未納手数料及び当該申請提出に係る所定の手数を納付することを条件とする。

(2) 発明、実用新案又は工業意匠の特許が終了した時から(1)に従うその回復の日まで、ベラルーシ共和国の領域において同一の解決を実施したか又は当該実施に必要な準備を行った自然人又は法人は、無償で当該解決の実施を継続する権利を維持する。ただし、当該実施の範囲が拡張されないことを条件とする(後続実施権)。

第6章 発明、実用新案及び工業意匠の実施

第36条 発明、実用新案及び工業意匠の実施方法

(1) 発明の利用は、当該特許発明の実施により製造された製品及び当該特許により保護された方法の民間流通への導入とみなされる。

独立クレームに含まれる発明のすべての要素又はそれと同等視される要素が当該製品に使用されている場合は、当該製品は、当該特許発明の実施により製造されたものと認められ、かつ、当該特許により保護された方法が使用されたものとみなされる。

(2) 実用新案の利用は、当該特許実用新案の適用により製造された製品の民間流通への導入とみなされる。

独立クレームに含まれる実用新案のすべての要素又はそれに同等視される要素が当該製品に使用されている場合は、当該製品は、当該特許実用新案の適用により製造されたものと認められる。

(3) 工業意匠の使用は、当該特許工業意匠を含む製品の民間流通への導入と認められる。製品は、その外観が画像において示された外観と異なる場合は、当該工業意匠を含むものと認められる。

(4) 特許所有者でない者は、特許所有者の許可を得ることなしには、当該の発明、実用新案及び工業意匠を実施する権利を有さない。ただし、本法に従った当該実施が特許所有者の権利の侵害と認められない場合を除く。

(5) 発明、実用新案及び工業意匠を実施しようとする如何なる自然人又は法人も、当該発明、実用新案及び工業意匠を実施する権利の移転に関して特許所有者と契約（以下、「ライセンス許諾契約」という）を締結しなければならない。

(6) ライセンス許諾契約、特許譲渡契約及び登録ライセンス許諾契約の変更、特許により認証された所有権に係る質権は、法令に別段の定めがない限り、法令により決定された手続に基づいて特許庁に登録されなければならない。かつ、かかる登録がない限り無効とみなされる。

(7) 複数の者が特許所有者である場合は、その特許に基づく発明、実用新案及び工業意匠の実施に関するそれらの者の間の関係は、それらの者の間の合意により決定される。合意のない場合でも、それらの者の各人は、特許のライセンス許諾契約及び特許譲渡契約を締結する場合を除き、自己の裁量で発明、実用新案及び工業意匠を実施する権利を有する。

(8) 同一の発明又は同一の発明及び実用新案について同一の優先日を有するユーラシア特許及びベラルーシ共和国の特許が異なる特許所有者に属する場合は、かかる発明及び実用新案は、すべての特許所有者の権利を遵守してのみ実施することができる。

第37条 オープンライセンス

(1) 特許所有者は、発明、実用新案及び工業意匠を単純非排他的ライセンス（以下、「オープンライセンス」）に基づいて実施する権利を何人に対しても付与する旨の申請を、公告のために特許庁に提出することができる。

(2) 前記の発明、実用新案及び工業意匠を実施しようとする者は、オープンライセンス許諾に関する発表に記載された条件に合致する条件に基づくライセンス許諾契約の締結を特許所有者に求める権利を有する。

第 38 条 強制ライセンス許諾

特許所有者が、発明の場合は特許発行の日後 5 年以内又は実用新案若しくは工業意匠の場合は特許発行の日後 3 年以内に、これを実施しないか又は不十分に実施している場合において、特許を受けた発明、実用新案又は工業意匠を実施しようとし、また、実施する用意がある者は何人も、特許所有者からライセンス許諾契約の締結を拒否されたときは、裁判所に対して非排他的強制ライセンスの付与を申請することができる。特許所有者が発明、実用新案又は工業意匠の不実施若しくは不十分な実施は適正な理由に起因するものであることを立証しない場合は、裁判所は、実施の限界範囲並びに支払額、支払条件及び支払方法を定めた強制ライセンスを付与する。

第 39 条 先使用权

(1) 自然人又は法人であつて、特許を受けた発明、実用新案又は工業意匠の優先日前に、創作者とは無関係に、特許を受けた発明、実用新案又は工業意匠と同一の解決を創造し、かつ、ベラルーシ共和国の領域において善意で実施し又は当該実施のために必要な準備をした者は、当該実施の範囲を拡張することなく、無償で当該解決の実施を継続する権利(先使用权)を維持する。

(2) 先使用权は、同一の解決が実施されており又は実施のための必要な準備がなされている事業と共にするときのみ、他の自然人又は法人に移転させることができる。

第7章 発明、実用新案及び工業意匠の法的保護に係る組織上の基礎並びに創作者権及び特許所有者の権利の侵害についての責任

第40条 特許庁の機能

(1) 特許庁は、本法に従い、出願を検討し、発明、実用新案及び工業意匠の国家登録を実行し、ベラルーシ共和国の領域で効力を有する特許を発行し、その権限の範囲内で特許法令を確実に遵守させ、その適用に関する明確化を行い、特許法令の適用実務を一般化し、前記問題に基づき利害関係を有する法人及び自然人に対して組織的援助を提供し、特許事項の専門家を訓練し、特許情報業務を行い、特許代理人の国家認証及び登録を行い、更に法令に従ってその他の機能を果たすものとする。

(2) 特許庁は、人間の治療方法に関する発明出願の特許審査を行う際、関係出願のデータが公開された後、クレームされた発明の実施可能性について、権限を有する国家機関及びその他の組織に紹介する権利を有する。

(3) 特許庁の幹部及び職員は、在職期間中及びその終了後1年間、出願をすること、直接的若しくは間接的に特許を受ける権利を取得すること及び出願登録することができない。

第40-1条 公報

(1) 公報は、特許庁の公式の刊行物である。

(2) 公報は、印刷及び／又は電子的形態で発行される。電子的形態の公報は、世界的コンピューターネットワークであるインターネット上の特許庁の公式サイトに掲載される。

第41条 創作者権及び特許所有者の権利の侵害についての責任

(1) 創作者権を奪取すること、無理に共同創作者の地位を取得すること又は特許出願の前に創作者の同意なしに予定される発明、実用新案若しくは工業意匠の本質を不法に開示すること又は特許所有者の排他権を侵害することは、法令に従う責任を伴う。

(2) 特許庁の幹部及び特許審査官並びに特許を受けた製品又は方法の実施について許可を与えることを担当する当局の職員は、それらの者がその公開前に関係出願の本質を開示したときは、法令に従う責任を負う。

第8章 最終規定

第42条 条約

ベラルーシ共和国に有効であり、かつ、施行されている条約が本法に定める規定と異なる規定を含む場合は、当該条約の規定が優先する。

第43条 外国の自然人、国籍を有さない者及び外国の法人の権利

外国の自然人、国籍を有さない者及び外国の法人は、本法及びベラルーシ共和国の発明、実用新案及び工業意匠についての特許に関する他の法令で規定された権利を享受し、かつ、ベラルーシ共和国の自然人及び法人と同等の責任を有する。ただし、ベラルーシ共和国の法律及び国際条約に別段の定がある場合はこの限りでない。

第44条 本法の施行

- (1) 本法は、その公布の6月後に施行され、例外として第46条は本法の公布の日に施行される。
- (2) ベラルーシ共和国の法令が本法に適合されるまで、規範法令は、それが本法に反していない部分について適用される。ただし、ベラルーシ共和国の憲法に別段の規定がある場合はこの限りでない。

第46条 ベラルーシ共和国法令の本法への適合化

6月以内に、ベラルーシ共和国閣僚評議会は次の事項を行う。
ベラルーシ共和国政府の決定を本法に適合させること。
共和国の国家管理機関がそれらの規範法令を本法に適合させること。
本法の実施に必要な規範法令を採用させること。